

各省における取組事例

低炭素地域づくりの先導的基礎自治体支援プログラム
(環境省)



平成26年度予算における低炭素地域づくりの先導的自治体支援プログラム

コンセプト

- 地域の資源・文化・伝統・人を生かし、**低炭素・循環・自然共生社会を実現する地域づくり**を推進し、地域の魅力を最大限に引き出し、**地域の活性化を実現**するためには、**志の高い基礎自治体の先導的な取組が不可欠**。
- **自治体が行う尖った取組の芽**を育て、日本と世界に発信していくため、**環境省が直接支援するプログラム**を構築。

予算事業

※地方公共団体の利用可能な事業であり、民間事業者等も利用することかできる事業が含まれているため、自治体執行額ではない。

先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業(53億円)

- ・ 概要：地域の実行計画に基づく、地域資源を活用した再エネ・再エネ熱・省エネ等の**低炭素化事業・地域づくり等のための事業化計画策定等・設備導入**を支援 ※設備導入支援はFITとの併用不可
- ・ 対象：**地方公共団体**、民間団体
- ・ 補助率：事業化計画策定等 定額（上限1,000万円）（民間は1/2）、設備導入 都道府県・政令市1/2、政令市未満2/3（民間は1/2）
- ・ 期間：3年以内

地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業(16億円)

- ・ 概要：**地熱・温泉熱・地中熱を利用した低炭素化ための事業化計画策定等・設備導入**を支援 ※設備導入支援はFITとの併用不可
- ・ 対象：**地方公共団体**、民間団体
- ・ 補助率：事業化計画策定等 定額（上限1,000万円）、設備導入 都道府県・政令市1/2、政令市未満2/3（民間は1/3、1/2等）
- ・ 期間：2年以内

離島の低炭素地域づくり推進事業(28億円)

- ・ 概要：**離島における再エネ・省エネ等の低炭素化事業・地域づくり等のための事業化計画策定等・設備導入**を支援 ※設備導入支援はFITとの併用不可
- ・ 対象：**地方公共団体**、民間団体
- ・ 補助率：事業化計画策定等 定額（上限1,000万円）、設備導入 2/3
- ・ 期間：2年以内

地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業のうち地域における草の根活動支援(3億円)

- ・ 概要：省エネ推進・再エネ拡大に向け、地域の理解・取組を加速化するための**情報提供及び普及啓発活動**を支援
- ・ 対象：**地方公共団体**等
- ・ 補助率：定額
- ・ 期間：1年

予算事業

上水道システム再エネ・省エネ等導入促進事業、信号機の省電力化等推進事業、街路灯等へのLED照明導入促進事業、地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業、漁港の省エネ化実証事業(低炭素価値向上基金94億円の内数)

- 概要：地方公共団体等が所有する上水道施設・信号機・街路灯・漁港施設等の再エネ・省エネ・未利用資源（廃熱等）等の低炭素化事業を支援 ※設備導入支援はFITとの併用不可
- [上水道] ・対象：施設を所有する地方公共団体等 ・補助率：1/2 ・期間：2年以内
- [信号機] ・対象：都道府県 ・補助率：1/2 ・期間：1年
- [LED] ・対象：25万人未満の地方公共団体等
・補助率：15万人未満 定額（上限800万円）、15万人以上25万人未満 3/4（上限600万円）等 ・期間：1年
- [未利用] ・対象：地方公共団体、民間団体 ・補助率：事業化計画策定等 定額（上限2,000万円）（民間は1/2）、設備導入 都道府県・政令市1/2、政令市未満2/3（民間は1/3、1/2） ・期間：2年以内
- [漁港] ・対象：施設を所有する地方公共団体等 ・補助率：85/100 ・期間：2年以内

省CO2加速化・基盤整備事業のうちリースを活用した業務部門等の省CO2改修加速化モデル事業(2.5億円)

- 概要：リースを活用した手法により、中小自治体等が初期投資の課題を解決しつつ省CO2効果・経済的メリットがあることを検証する実証事業（委託事業）
- 対象：中小自治体等
- 期間：3年

【平成25年度補正予算における関連事業】

離島の再エネ・減エネ加速化事業(4億円)

- 概要：離島における再エネ・省エネ等の低炭素化事業・地域づくり等のための事業化計画策定等・設備導入を支援 ※設備導入支援はFITとの併用不可
- 対象：地方公共団体、民間団体
- 補助率：事業化計画策定等 定額（上限1,000万円）、設備導入 2/3
- 期間：1年

低炭素型の融雪設備導入支援事業(1億円)

- 概要：地中熱や下水廃熱等を利用した低炭素型の融雪設備（ロードヒーティング、融雪層）導入を支援
- 対象：地方公共団体、民間団体
- 補助率：2/3
- 期間：1年

食料・農業・農村基本計画に基づく
再生可能エネルギーの取組について(農林水産省)

1. 食料・農業・農村基本計画について

(1) 位置付け

- 食料・農業・農村基本法に基づき、おおむね5年ごとに、10年程度先を見通して、食料・農業・農村基本計画を策定（閣議決定・国会報告）。
- 平成27年3月31日に、新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定。

(2) 新たな基本計画における再生可能エネルギーに関する施策

食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）

（抜粋）

第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3. 農村の振興に関する施策

(2) 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出

③ 農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用

農村にはバイオマスのほか、水、土地などの資源が豊富に存在しており、これらをバイオマス発電や小水力発電などの再生可能エネルギーとして活用しつつ、農業者など地域主体の取組を拡大することにより、農業経営の改善や地域への利益還元を進め、農村の活性化を図る。

このため、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（平成25年法律第81号）を積極的に活用し、農地等の利用調整を適切に行いつつ、再生可能エネルギーの導入と併せて、地域農業の健全な発展に資する取組を促進する。

再生可能エネルギーの導入が、農業生産コストの削減や農業者の所得向上等につながるよう、エネルギーを農業用施設等で自家利用する事業モデルの構築や農村地域におけるエネルギー需給のマッチング支援等を行うことにより、再生可能エネルギーの地産地消を推進する。

固定価格買取制度の適正な運用を基礎としつつ、低コスト化・高効率化のための技術開発、送配電網の整備等を推進し、関係府省の連携の下、再生可能エネルギーの普及に向けた環境整備を図る。また、今後の電力システム改革により、平成28年を目途に小売参入が自由化されることを踏まえ、地域への利益還元の効果も見極めつつ、農村地域の関係者が主体となった電力小売業の形成を促進する。

2. 基本計画の参考資料「農業経営等の展望について」(抜粋)

農村地域の関連所得の増大に向けた対応方向

- 農村地域の関連所得については、農村の地域資源を活用した、農林漁業者による生産・加工・販売の一体化や、農林水産業と食品産業、医療・福祉産業、観光業等の2次、3次産業との連携による取組のうち、特に、今後成長が期待できる加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流等以下の7つの分野について、6次産業化に係る市場規模を拡大するとともに、これに伴う付加価値のより多くの部分を農村地域に帰属させ、地域内に雇用を生み出すこと等により、所得の増大を目指す。

今後成長が期待できる 7分野	対応方向
バイオマス・再生可能エネルギー	バイオマス産業都市の構築や、太陽光、小水力、風力、バイオマス発電等の農山漁村における再生可能エネルギーの導入等を推進

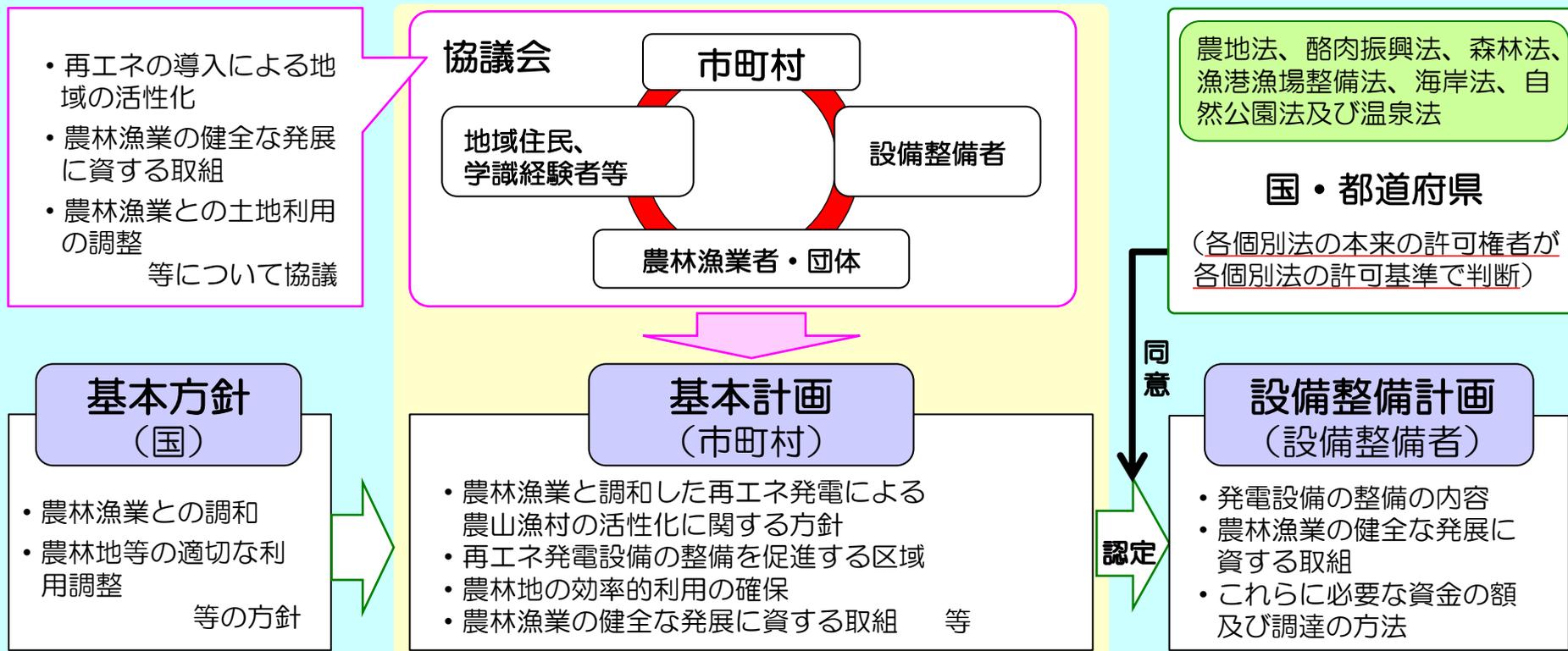
今後成長が期待できる 7分野	具体的な対応方向
バイオマス・再生可能エネルギー	<p><再生可能エネルギー></p> <p>○ 地域へ利益をもたらす再生可能エネルギーの取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「農山漁村再生可能エネルギー法」の積極的な活用等により、 <ol style="list-style-type: none"> ① 農村固有の資源のエネルギー利用を促進 ② 農業者をはじめとする地域の主体による取組を拡大 を図ることで、農業経営改善や地域への利益還元を進め、農村を活性化。 ・ 生産物の付加価値の向上等につながるよう、再生可能エネルギーの地産地消に取り組む環境整備を推進。 <p>○ 再生可能エネルギー導入の環境改善と農村における新たな利益の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府一体となって、固定価格買取制度の適正な運用を基礎としつつ、技術開発、送配電網の整備等を推進。 ・ 農村に根ざした電力小売事業を形成し、新たな利益を創出。

3. 農山漁村再生可能エネルギー法の概要

1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、地域の関係者の相互の密接な連携の下に、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行われなければならない。
- ② 地域の農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びに漁港及びその周辺の水域の確保を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再エネ発電の促進に関する計画制度



3. 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

- ① 農地法、森林法等の許可等手続のワンストップ化
- ② 市町村による所有権移転等促進事業

4. その他

- ① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

4. 予算措置による支援一覧

(平成26年度補正～平成27年度当初)

再生可能エネルギーの導入による農山漁村の活性化

- 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 (平成27年度当初) 【201百万円】
 - ・ 農林漁業者やその組織する団体が主導する再生可能エネルギー発電事業の**構想立案から運転開始に至るまでの一連の取組**を支援。
 - ・ 再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組みもうとする事業者が、相互に課題の克服方法等の情報を共有できる**プラットフォームの構築**を支援。

- 農山漁村活性化再生可能エネルギー新課題対応調査委託事業 (平成27年度当初) 【11百万円】

- ・ 農林漁業者自らが発電した電気を、新電力に売りつつ、農業施設等で自家利用することで、農林漁業者の電力コスト低減や収入増につなげる取組を構築するための**データ収集、課題克服手法の検討**を支援。

農業水利施設を活用した小水力等発電の導入

- 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 (平成26年度補正) 【100百万円】 (平成27年度当初) 【830百万円】
 - ・ 小水力等発電施設の整備に係る**適地選定、概略設計**、各種法令に基づく**協議等**の取組を支援。

次世代施設園芸拠点の整備

- 次世代施設園芸導入加速化支援事業 (平成26年度補正) 【4,000百万円】 (平成27年度当初) 【2,008百万円】

- ・ 先端技術と強固な販売力を融合させ、生産から調製・出荷までを一気通貫して行うとともに、**地域資源を活用したエネルギーの供給を行う次世代施設園芸拠点の整備**を支援。

バイオマス産業を軸としたまちづくり・むらづくり

- 地域バイオマス産業化推進事業 (平成27年度当初) 【751百万円】
 - ・ 地域のバイオマスを活用した**産業化**を推進し、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す**バイオマス産業都市の構築**を支援。
 - ・ **7府省**が共同で地域を選定し**連携支援**。
※内閣府・総務省・文科省・農水省・経産省・国交省・環境省

木質バイオマスの利用拡大

- 森林整備加速化・林業再生対策 (平成26年度補正) 【54,630百万円の内数】

- ・ **未利用間伐材等の収集・運搬機材、木質チップ・ペレットの製造施設等の整備**を支援するほか、木質バイオマス発電施設本体に対する**資金融通**等により支援。

- 森林・林業再生基盤づくり交付金のうち木質バイオマス利用促進施設の整備 (平成27年度当初) 【2,700百万円の内数】

- ・ 木質バイオマスの供給・利用を促進するための**木質ペレット等の木質燃料製造施設や熱供給用木質バイオマスボイラー等の整備**を支援。

- 新たな木材需要創出総合プロジェクトのうち木質バイオマスの利用拡大 (平成27年度当初) 【1,689百万円の内数】

- ・ 地域密着型の小規模発電や熱利用など**木質バイオマスのエネルギー利用等の促進に向け、サポート体制の構築及び技術開発等**を支援。

地域資源を活用した再生可能エネルギー等の利活用技術の開発

- 技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発 (平成27年度当初) 【1,915百万円のうち339百万円】
 - ・ 地域バイオマス資源を活用した**バイオ燃料等の製造技術の開発**、施設園芸における**熱エネルギーの効率的利用技術の開発**を実施。

【環境省事業】地域主導による再生可能エネルギー等の事業化支援 (農林水産省と連携して実施)

- 先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業 ―グリーンプラン・パートナーシップ事業― (平成27年度当初) 【5,300百万円の内数】

- ・ 第4次環境基本計画に基づく「低炭素」・「循環」・「自然共生」の統合的達成のため、関係府省とも協力しつつ、**地域主導による事業化計画策定から設備等の導入までの包括的支援プログラム**を提供。

スマートコミュニティの実証事業(経済産業省)

これまでの成果① 基盤技術の確立

- 国内四地域(横浜市、豊田市、けいはんな学研都市、北九州市)におけるスマートコミュニティ実証によって、コミュニティ単位のエネルギー需給管理システムであるCEMS等のエネルギーマネジメントシステムを開発。また、各機器の制御を行うために必須となるECHONET-Lite等の標準的な通信インターフェイスを確立。
- これによって、集中型エネルギーシステムと連携しつつ、需要家側の機器を最適に制御することが可能に。

例1 CEMS(地域エネルギー管理システム)の開発

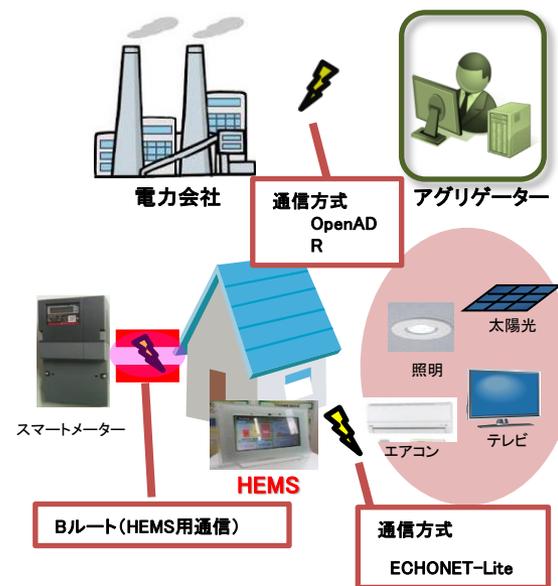
- CEMSは、系統依存や需要特性等に応じて、コミュニティ単位で効率的なエネルギー需給管理を行うもの。
- コミュニティ単位の需給計画策定、デマンドレスポンスの発動、地域蓄電池の制御等の機能を開発。



【出典】北九州実証(富士電機)

例2 標準インターフェイスの確立

- OpenADRに基づき、日本における電力会社と需要家・アグリゲーターとの間の、デマンドレスポンスに係る通信インターフェイスを策定、標準化。
- また、HEMSと家庭内機器の通信インターフェイスであるECHONET-Liteを策定。



例3 蓄電池制御技術の開発

- 蓄電池を統合制御するシステム(蓄電池SCADA)を構築し、住宅用・事業所用・系統用蓄電池を連携させる実証を実施。
- 実証システムの通信インターフェイスについて、日本発となる国際規格案を2012年5月にIECへ提案。2016年末に発行予定のCDVIに反映されるよう、国際規格化活動を実施中。

制御画面イメージ



制御画面イメージ



東京電力網島変電所に設置した大規模蓄電池



事業所用蓄電池



家庭用蓄電池

【出典】 横浜実証(東芝)

例4 車両からの給電技術の開発

- EVから直流によって宅内へ給電するシステム、PHEVから交流によって宅内へ給電するシステムを開発。2013年5月、車両と屋内配線間の電力接続等関するV2Hガイドラインを策定。
- 燃料電池バスから避難所等への給電についても、本ガイドラインを踏まえて実施。

■ 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車から住宅への給電



【出典】 豊田実証(トヨタ自動車)

■ 燃料電池自動車から住宅への給電



【出典】 北九州実証(本田技研工業)

これまでの成果② ディマンドリスポンス

- ①電気料金設定によって需要抑制する電気料金型ディマンドリスポンスと、②電力会社と需要家の契約に基づき電力会社からの要請に応じて需要家が需要制御するネガワット取引について、ピークカット効果等を実証。
- 電力の需給状況に応じてスマートに消費パターンを変化させるディマンドリスポンスについて、需給バランスを一致させるという意味で、新たな電源(=「ネガワット」)として活用できることを確認。

例1 電気料金型ディマンドリスポンス

- CPP(ピーク別料金)によって約2割のピークカットが継続的に可能であることを確認。
- 新たな電気料金メニューへの需要家誘引策としてシャドービルディング(=他の料金メニューに加入した場合の電気料金通知)の効果を実証、加入率が上昇(例、横浜実証では2倍に)。

例2 ネガワット取引

- 実証を通じて、最短で15分前の需要抑制要請へも対応できることを確認。
- この実証結果も踏まえて、ネガワット取引の関係者が参考とすべき具体的指針を定めたガイドラインを平成27年3月に策定。

北九州 2012年度実証結果(サンプル数:180) 2013年度実証結果(サンプル数:178)

電気料金	2012年度 夏 (6月~9月)	2012年度 冬 (12月~2月)	2013年度 夏 (6月~9月)
TOU	—	—	—
CPP=50円	-18.1%	-19.3%	-20.2%
CPP=75円	-18.7%	-19.8%	-19.2%
CPP=100円	-21.7%	-18.1%	-18.8%
CPP=150円	-22.2%	-21.1%	-19.2%

けいはんな 2012年度実証結果(サンプル数:681) 2013年度実証結果(サンプル数:635)

電気料金	2012年度 夏 (6月~9月)	2012年度 冬 (12月~2月)	2013年度 夏 (6月~9月)
TOU(20円上乘せ)	-5.9%	-12.2%	-15.7%
CPP(40円上乘せ)	-15.0%	-20.1%	-21.1%
CPP(60円上乘せ)	-17.2%	-18.3%	-20.7%
CPP(80円上乘せ)	-18.4%	-20.2%	-21.2%

「ネガワット取引に関するガイドライン」の主な規定項目

- (1) ベースラインの設定方法
節電要請がなかった場合の
電力消費量の推計方法
- (2) 需要削減量の測定方法
評価対象とする時間区分や
データ計測単位 等
- (3) その他
節電失敗時の取扱 等

<ベースラインの考え方>



これまでの成果③ エネルギーの効率的利用モデル

- エネルギー需給の状況や、需要家側に設置されている創・蓄・省エネ機器の状況等は、たとえば家庭部門であれば世帯構成やライフスタイル等に応じて異なる。
- このため、典型的な様々なバリエーションを想定し、高度な電力需給予測、創・蓄・省エネ機器の最適制御、デマンドリスポンスへの対応等の開発・実証を実施。

家庭部門向け

■ 集合住宅におけるエネファーム共有

- 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム「エネファーム」を共有し、高い省エネ効果と高いエネルギー自給率を達成。



【出典】 東京ガス、JX

■ 戸建住宅における蓄電池共有

- 町単位でのエネルギー・マネジメントを行い、自営電力網を通して各戸に電力供給するとともに、タウン内の住宅間で太陽光発電電力を融通し、蓄電池を活用することで、太陽光の発電利用量を向上。



【出典】 積水化学工業

業務部門向け

■ 病院のエネマネ

- BEMS導入によって空調機器の制御を自動化するとともに、施設各部の電力使用量や温湿度のデータを見える化することで、患者を施設の一部に集中させて空調効果を上げるなどの取組を実施。



【出典】 日鉄住金テックスエンジニアリング、富士電機

■ ホテルのエネマネ

- ホテルの客室を対象にエネルギー・マネジメントを実施。
- 客室に宅内表示器を設置して電力消費量や給湯量を見える化するとともに、電力やお湯の削減目標を示すことにより、消費量削減を促進。



【出典】 富士電機

産業部門向け

■ 生産計画のエネマネ

- デマンドリスポンス要請に対して、生産工程自体のシフトや、生産工程の組替え(例、電力需要のピークタイムに大型の射出成型機の工程を小型射出成型機の工程に変更するなど)等によって、実際の生産計画をどこまで調整できるかを検証。



【出典】 豊田合成、豊田自動織機

- 生産計画の変更によるピークシフトやピークカット効果、CO2削減効果を検証



【出典】 安川電機

【参考】スマートコミュニティの意義

- 「スマートコミュニティの導入が進めば、デマンドリスポンス等によりエネルギー供給の効率化が図られる。また、需要に応じて多様なエネルギー源を組み合わせることで供給することによって、コミュニティ内全体では、平常時には、大幅な省エネルギーを実現するとともに、非常時には、エネルギーの供給を確保することが可能となり、生活インフラを支え、企業等の事業継続性も強化する効果が期待される。」(「エネルギー基本計画」(平成26年4月11日閣議決定))

スマートコミュニティの構築によって期待される効果

エネルギー供給の効率化

デマンドリスポンス等によりピーク時の節電等を促すことで、火力発電の焚き増し等によらず、需給を調整可能。

平常時の省エネルギー

需給の状況に応じて、創エネ・蓄エネ・省エネ機器等を、快適さを損ねずに最適運転。

非常時のエネルギー供給の確保

災害時等には、再生可能エネルギーやコージェネレーション等の分散型電源によって、コミュニティ内でのエネルギー供給が可能。

需要家サイドに導入された
創エネ機器を有効に活用



需要を効率的に制御

<再エネ導入拡大への貢献>

①調整力不足への対応

需給の状況に応じて、創エネ・省エネ・蓄エネ機器等を制御し、急激な出力変動による周波数調整力不足を緩和可能。

②容量不足への対応

需給の状況に応じて、創エネ・省エネ・蓄エネ機器等を制御し、軽負荷期の需要を創出することで余剰電力を活用、地産地消運転することで逆潮流を抑制し、系統電圧の上昇等を緩和可能。

【参考】スマートコミュニティ四地域実証の概要

- 平成23年度より、多くの住民、自治体、企業の参画のもと、様々なパターンの代表例を構成する全国4つの地域(横浜市、豊田市、けいはんな市、北九州市)で、大規模なスマートコミュニティ実証事業を展開。

住宅団地型

住宅約700戸等を対象とし、系統の状況に応じて需要サイドで追従を行う実証を実施。また、家庭部門のより一層の省エネに向けた電力会社による省エネコンサルを実施。(関西電力・三菱電機・三菱重工)



広域大都市型

住宅約4000戸、大規模ビル等約10棟を対象とした大規模な実証。また、大型蓄電池等を統合的に管理することで、仮想的に大規模発電所と見立てる実証を実施。(東芝・東京電力)

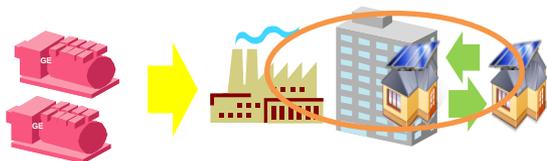


けいはんな学研都市

北九州市

地方中核都市型

新日鐵住金の特定供給エリアで実証。需要家180戸において、需給状況に応じて電力料金を変動させるダイナミックプライシングの実証を実施。(富士電機・新日鐵住金)



横浜市

豊田市

戸別住宅型

創エネ、蓄エネ機器を導入した67戸の新築住宅を中心とし、地産地消を行う実証を実施。また、暮らしの中における次世代自動車を含む次世代交通システムを実証。(トヨタ自動車・中部電力)



オリンピック・パラリンピックに向けた取組

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた体制

- ▶会期： 2020年7月24日～8月9日(オリンピック) 8月25日～9月6日(パラリンピック)
- ▶会場： 新国立競技場ほか全33会場(うち28会場は8km圏内)
- ▶運営主体： 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(TOCOG)

政府全体の体制

2020年オリンピック・パラリンピック 東京大会等に関する閣僚会議

(平成26年4月22日設置)

議長： 内閣総理大臣

副議長： 内閣官房長官

東京オリンピック・パラリンピック担当大臣(下村大臣が兼務)
特措法案が通れば専任大臣を別途任命予定

内閣官房2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室

室長： 平田竹男 内閣官房参与



連携



大会運営主体

TOCOG

(平成26年1月24日設置)

※JOCと東京都が設立

会長： 森喜郎

事務総長： 武藤敏郎



実施事項

各省庁が責任を持って開催準備及び関連する取組を担う

<閣僚会議で示した8つのカテゴリー>

①セキュリティ・安全安心

②復興・地域活性化

③輸送

④外国人旅行者の受入



⑤バリアフリー

⑥スポーツ

⑦文化・環境等

⑧その他(知財など)



実施事項

大会運営を行う

<5つの未来>

①スポーツと健康

②街づくりとサステナビリティ

③文化・教育

④経済・テクノロジー

⑤復興・世界に向けた発信



Four Commitments and Five Projects + α

▶福島復興を最優先に、4つの約束の確実な履行と5つのプロジェクト+αを実行

4つのコミットメント (閣僚会議での約束)

Four Commitments

 <p>サイバーセキュリティ対策</p> <p>重要インフラシステムのセキュリティ認証の確立、サイバー演習等による人材育成</p>	 <p>期間中の電力の安定供給</p> <p>全国の電力需給状況の評価・検証や電力の安定供給の確保</p>	 <p>廃炉・汚染水対策</p> <p>廃炉は「中長期ロードマップ」、汚染水対策は3つの基本方針に基づき対策を進める</p>	 <p>知的財産の保護</p> <p>オリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組を実施(アンブッシュマーケティングを除く)</p>
--	---	--	---

5つのプロジェクト+α

Five Projects + α

モビリティ	スマートコミュニティ	ショーケース	ストレスフリー	インベストメント	その他 (ヒューマンウェアイノベーション等)
 <ul style="list-style-type: none"> ▶自動走行(大口(バス、BRT)、小口(超小型モビリティ)) ▶環境先進車、新規取り組み支援(カーシェア、配車サービス、ユニバーサルサービス) 	 <ul style="list-style-type: none"> ▶スマートコミュニティ構築、ディマンドリスポンス等ビッグデータを活用した新サービス展開、大会関連施設等への省エネ技術導入 ▶燃料電池の活用・普及、水素ステーション整備 	 <ul style="list-style-type: none"> ▶日本の魅力をPRするためのオリパラ関連公式 Cultural Event Program の策定 ▶事業者等が自主的に使用できる統一ロゴマーク、運用ルール の策定 ▶和装等ジャパンファッションの海外展開、高性能繊維素材の活用促進 	 <ul style="list-style-type: none"> ▶カード決済環境整備、免税手続きの利便性向上、ビッグデータ分析によるサービスの最適化 ▶ITを活用したダイバーシティ社会の構築(障がい者・高齢者の機器などへのアクセシビリティ向上、多言語による商品情報提供システム等) 	 <ul style="list-style-type: none"> ▶ビジネスカンファレンス(全国、地域)開催 ▶ベンチャー&ベンチャーキャピタルマッチングイベント開催 ▶意欲のある自治体への支援 	 <ul style="list-style-type: none"> ▶既存概念を打ち壊す創造活動が起き続けるエコシステム・装置の確立 ▶地域を起点とした人づくりの国民運動の展開(オリンピック憲章をベースとした) ▶2020年を通過点と見なし、その先の未来に何を予見させるかという点を含めた、技術の見本市のあり方